

2013年度のうち2件が再指導 1年をメドに個別指導へ

協会は、関東信越厚生局(以下、「厚生局」)に対し、平成二十三年新規格別指導の実施状況の開示請求を行い、このほど開示された。二十三年度の新規個別指導は、以前の教育的指導という立場を一変させ、指導後の措置や患者通知の方法などが必要がある。

協会では、平成二十三年九月に厚生局に対し、療養担当規則や保険診療に不慣れた新規指定医療機関に対して、指導の場では、保険医が十分理解できるように、指導側は懇切に、いかに指導を行うことが肝要である。

(1) 平成23年度新規個別指導 実施件数の内訳

平成二十三年度の新規個別指導は、二十一年十一月と二十三年四月に新規指定した保険医療機関に対し二百一件行われた。指導計画では年五回、二百四十件の予定であったが、東日本大震災などの影響により年四回となり、一部対象者が次

協会では、平成二十三年九月に厚生局に対し、療養担当規則や保険診療に不慣れた新規指定医療機関に対して、指導の場では、保険医が十分理解できるように、指導側は懇切に、いかに指導を行うことが肝要である。

(2) 98%の診療所で 改善報告書の提出

歯科の新規個別指導における返還金額は、三十七医療機関、十六万三千六十円となった(確定のみ)。新規指導の自主返還は、持参したカルテの範囲内での返還に留まっている。協会調べでは、自主返還が求められた保険医療機関は三六%にのぼり、改善報告書は九八%とほとんどの保険医療機関で提出が求められた。自主返還では、算定要件を満たさない歯周基本検査や

表：平成23年度新規個別指導実施件数内訳

	区分	新規指定 機関等数	実施機 関等数	概ね 妥当	経過 観察	再指 導	要監 査	計	指導を実施 した保険医等
医科	病院	0	0	0	0	0	0	0	0
	診療所	362	273	167	95	10	0	273(※)	273
	計	362	273	167	95	10	0	273(※)	273
歯科	歯科	333	201	81	118	2	0	201	260
薬局	薬局	252	198	98	98	2	0	198	389
訪問 看護	訪問 看護	52	0	0	0	0	0	0	—
合計	合計	999	672	346	311	14	0	672(※)	922

※「中断中」により未措置となった1件を含む

み。十一月末までに百五件の医療機関に対して指導結

果が通知され、「再指導」となった医療機関は、すでに前年度を上回る三件となっ

ている。四月から新たな指導計画のもと指導が行われるため、協会では必要な情

報を提供しつつ、指導を受ける保険医に対し必要な対応を支援していきたい。